

Ⅱ 選ばれる施設づくり

利用者や地域のニーズが高度化、多様化する中、各施設の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用者、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進する。

(1)利用者に対する基本姿勢

◆利用者の自己決定と選択の尊重

○『その人らしさを大切に』の基本理念に沿ったサービスの提供に向け、利用者へのアセスメント*内容や方法を見直すとともに、利用者の意思決定支援*の強化を図る。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・「利用者満足度調査」を実施し、その結果をもとに、提供するサービスの見直しを行っている。
- ・国から認知症高齢者及び障害者のための「意思決定支援ガイドライン」が示され、意思決定支援の強化が求められている。

▽ 課 題

- ・「利用者満足度調査」の結果において、利用者の「意向」や「好み」に関わる事項及び「施設サービス計画」に関する事項の評価が低い傾向にある。
- ・意思決定支援会議*や研修の実施等、ガイドラインに沿って意思決定支援に積極的に取り組む必要がある。

▽ 5年後の目指すべき方向

- ・利用者が自分で選択し、決定できる体制を整えることで、利用者の意向に沿った生活環境を提供し、その満足度を高める。

▽ 目指すべき方向の具体策

- ・「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視したアセスメント方法等について学び、施設サービス計画等の作成や支援に活かす。
- ・意思決定支援のための研修を通じて職員の質の向上を図るとともに、意思決定支援体制の整備を行う。

【数値目標】

「意思決定支援会議を設置した施設数」

0施設 ⇒ 4施設
(2018年度) (2023年度)

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
アセスメント内容・方法の見直し	検討・実施				
意思決定支援の取組	検討	実施			

◆身体拘束の適正化及び虐待防止の取組の推進

○不適正な身体拘束や虐待のない適正なサービスを提供するため、身体拘束の適正化や虐待防止に向けたDVDを作成し、職員等への周知と意識啓発を図る。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・身体拘束の適正化に向けた指針の作成や研修等に取り組んでいる。
- ・虐待防止マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、虐待防止のための委員会等の体制を整備した。
- ・虐待防止に向けた職員研修を全施設において実施した。



▽ 課 題

- ・職員や利用者への周知徹底が十分でなく、身体拘束や虐待に対する認識に個人差がある。
- ・身体拘束の適正化及び虐待防止に係る体制整備に施設間格差がある。
- ・研修の取組に施設間格差がある。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・身体拘束の適正化及び虐待防止に向け、DVDの活用等により全職員の知識の習得と意識の向上を図り、不適正な身体拘束や虐待のない施設づくりを進める。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・職員から提案のあった「虐待防止DVD」を作成し、その活用を通じて職員や利用者の知識の習得と意識啓発を図る。
- ・「虐待防止マニュアル」に沿った研修等の取組を実施する。
- ・「身体拘束等の適正化のための指針」に沿って適正に対応する。

【数値目標】

「DVDを活用した研修を実施した施設数」
 〇施設 ⇒ 9施設
 （2018年度） （2023年度）

【年次計画】

実 施 年 度	2019	2020	2021	2022	2023
虐待防止DVDの作成及び活用	→ 検 討	→ DVD 作成	→ DVD 活用		

(2)サービスの質の向上

◆認知症ケア体制の充実

○認知症を有する利用者に対して、適切で専門的な支援体制を構築するために、認知症介護実践者研修等の修了者を増やす。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・毎年度、高齢者施設の職員が数名ずつ認知症介護実践者研修等を受講している。
- ・研修で得た知識等を活かし、認知症を有する利用者に対する支援の質を高めている。



▽ 課 題

- ・認知症ケアに係る研修修了者数が十分でない。
- ・施設によって研修修了者数に差がある。
- ・統一した支援を継続的に提供するためには、正職員だけでなく正職員以外の職員の研修受講も進める必要がある。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・適切で専門的な支援を行う人財を確保することで、認知症を有する利用者の生活の質を高めるとともに、受入体制の強化を図る。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・認知症ケアに係る研修（認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修）の受講を計画的に進める。
- ・正職員はもとより、正職員以外の職員についても研修を受講させる。

【数値目標】

「認知症ケアに係る研修修了者数（累計）」			
【認知症介護実践者研修】	33人	⇒	48人
【認知症介護実践リーダー研修】	7人	⇒	12人
【認知症介護指導者養成研修】	0人	⇒	1人
	(2018年度)		(2023年度)
※高齢者施設・事業所において、直接、利用者の支援にあたる職員のみ			

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
認知症ケアに係る研修修了者の増	→				
＜認知症介護実践者研修＞	毎年度3人				
＜認知症介護実践リーダー研修＞	毎年度1人				
＜認知症介護指導者養成研修＞	5年間で1人				

◆医療的ケア体制の充実

○医療的なケアが必要な利用者に対して、安心・安全な医療的ケアを提供するために、認定特定行為業務従事者*を増やす。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・施設及び事業所を特定行為事業者*として登録するとともに、喀痰吸引*等を行う資格がある者を認定特定行為業務従事者として登録している。
- ・喀痰吸引や経管栄養*が必要な利用者に対し、安心・安全なケアの提供に努めている。



▽ 課 題

- ・利用者の高齢化、重度化が進み、医療的ケアが必要なケースが増加している。
- ・医療ケア体制が十分に整っておらず、医療的ケアが必要な利用者の受入れが困難な場合がある。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・認定特定行為業務従事者を増やし、医療ケア体制の充実を図る。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・喀痰吸引等研修の受講を計画的に進める。
- ・利用者の医療的ケアの必要に応じて、事業者登録をしていない施設、事業所についても特定行為事業者として登録を行う。

【数値目標】

「認定特定行為業務従事者数（累計）」	
53人	⇒ 75人
(2018年度)	(2023年度)
※事務局、山口県みほり学園、山口県児童センターを除く	

【年次計画】

実 施 年 度	2019	2020	2021	2022	2023
認定特定行為業務従事者の増	→				
＜高齢者施設＞					
（伊保庄園、はぎ園）	毎年度1人				
（灘海園）	5年間で2人				
＜障害者施設＞					
（華南園、はな・華）	毎年度1人				

◆強度行動障害*支援体制の充実

○強度行動障害を有する利用者に対して、適切で専門的な支援体制を構築するために、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）修了者を増やす。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・平成25年度以降、障害各施設の職員が数名ずつ強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を受講している。
- ・研修で得た知識等を活かし、強度行動障害を有する利用者に対する支援の質を高めている。



▽ 課 題

- ・強度行動障害を有する利用者に対して、途切れることなく統一した支援を行うには、研修修了者数が十分でない。
- ・施設によって研修修了者数に差がある。
- ・統一した支援を継続的に提供するためには、正職員だけでなく正職員以外の職員の研修受講も進める必要がある。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・適切で専門的な支援を提供できる人財を確保し、強度行動障害を有する利用者の生活の質を高めるとともに、強度行動障害を有する利用者の受入体制の強化を図る。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の受講を計画的に進める。
- ・正職員はもとより、正職員以外の職員についても研修を受講させる。

【数値目標】

「強度行動障害支援者養成研修修了者数（累計）」		
【基礎研修】	35人	⇒ 60人
【実践研修】	22人	⇒ 37人
	(2018年度)	(2023年度)
※障害者（児）施設において直接、利用者の支援を行う職員のみ		

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
強度行動障害支援者養成研修修了者の増	→				
<基礎>	毎年度5人				
<実践>	毎年度3人				

(3)各施設の取組

◎灘海園

◆職員の確保・育成システムの構築

○質の高いユニットケアを提供するため、これを支える職員の確保と育成に向け、多様な手法を用いるなど、園独自の職員の確保・育成システムを構築する。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・ 職員の募集に当たり、就職説明会やハローワーク、求人広告等への反応も鈍く、面接までつながりにくい状況であり、専門学校等の実習依頼や実習生の受入れも減少傾向にある。
- ・ 障害者職業訓練や生活困窮者就労訓練*等に取り組むことにより、雇用につなげている。
- ・ 採用した職員の育成に向けては、様々な職場内外の研修受講に取り組んでいる。



▽ 課 題

- ・ 職員の安定的な確保と育成に向け、現行職員募集システムだけでなく、園独自の新たなシステムの構築に取り組む必要がある。
- ・ ユニットケアの標準化と、より質の高いケアの提供に向けて、現状では十分とはいえない園内研修の内容の見直しが必要である。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・ 介護職員実務者研修*（実技）、障害者職業訓練、生活困窮者就労訓練等を通して新規職員を安定的に確保するシステムを構築する。
- ・ 採用後の研修体制の充実を図り、職員一人ひとりのスキルアップ、標準化を進めることで、施設全体でユニットケアの水準を高める。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・ 介護職員実務者研修（実技）を当園で実施し、研修受講者の雇用につなげるとともに、職員にも受講を促し、有資格者の増員を図る。
また、実習指導者となる職員の育成を進めることで質の向上を図る。
- ・ 障害者職業訓練及び生活困窮者就労訓練を継続実施し、内容の充実と訓練の対象者の増を図り、更なる雇用につなげていく。
- ・ 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいることなど、園の魅力をホームページなどで広く発信していく。
- ・ 職場内研修等の内容を見直し、より効果的な研修の実施に取り組むとともに、職員が受講しやすい体制を整備する。

【数値目標】

「生活困窮者就労訓練の修了者数（累計）」		
2人	⇒	7人
(2018年度)		(2023年度)

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
介護職員実務者研修(実技)の実施	内容検討 手続き 実施				
障害者職業訓練と生活困窮者就労訓練の充実	見直し 実施				
園の魅力発信	検討	発信			
職場内研修等の見直し	見直し	実施			



◎伊保庄園

◆介護ロボット・介護機器等の導入

○介護に携わる職員が心身共に健康であり、丁寧で安心感のあるサービスを提供できるよう、介護ロボット及び介護機器等を導入することにより業務の改善を図る。

▽ 現 状（これまでの取組）

・利用者の重度化等に伴い、介護員が行う身体介護や見守り業務の負担が増大しており、腰痛や精神疲労等が生じるなど、サービスの低下が懸念される状況となっている。



▽ 課 題

・介護労働の心身の負担を軽減するため、実際に使用する職員が選定した介護ロボット及び介護機器等の導入を図っていくことが必要である。



▽ 5年後の目指すべき方向

・介護ロボット及び介護機器等を活用することで、職員の負担を軽減するとともに、丁寧で安心感のあるサービスを提供する。



▽ 目指すべき方向の具体策

・介護員を中心に構成する検討チームにより、介護ロボット及び介護機器等の情報収集、選定、試行を行い、その結果に基づき導入する。
 ・導入後における効果を検証し、検証結果を踏まえた業務の改善を図ることで、腰痛検査診断結果が要観察以上の職員の割合の軽減を目指す。

【数値目標】

「腰痛検査の診断結果が要観察以上の職員の割合」
 24% ⇒ 20%
 （2018年度） （2023年度）
※腰痛検査受診者に占める割合

【年次計画】

実 施 年 度	2019	2020	2021	2022	2023
介護ロボット及び介護機器等の導入	選定 試行	→	導入	→	→
導入効果の検証と業務改善			検証 業務改善	→	→

◎オアシスはぎ園

◆外出支援の拡充と充実

○利用者の生活が施設内だけでとどまることのないよう、利用者の外出に対する希望を可能な限り尊重し、心身の状況を踏まえながら、外出支援の機会の拡充とその充実を図る。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・地域の行事（祭り等）への参加や個別の希望（墓参り、ふるさと訪問等）を実現するための外出支援を行っており、2018年度（平成30年度）の実施状況は、特別養護老人ホームで12回（延べ38人）、グループホームで10回（延べ41人）となっている。



▽ 課 題

- ・利用者の希望に沿って担当職員が企画立案し、外出支援を行っているが、組織的に実施されておらず、職員個人の負担が大きくなっている。
- ・希望する利用者全員に対し、計画的な外出支援がなされておらず、一部の利用者の希望しか実現できていない。
- ・実施後の反省と改善が不十分で、次の外出支援につながっていない。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・外出支援の手順等のノウハウを確立し、職員全員でその共有を図ることにより、希望者全員に対し、統一化された外出支援が可能となる。
- ・支援実施後の評価を適切に行い、次の外出支援に活かしていく。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・外出支援についてのノウハウを記載したマニュアルを作成し、マニュアルに則した支援に取り組む。
- ・外出支援についての検証と改善に向けた取組を積み重ねることにより、支援の充実を図る。

【数値目標】

「外出頻度と延べ人数」	
特 養	12回38人 ⇒ 特 養 17回48人
グループホーム	10回41人 ⇒ グループホーム 15回46人
	(2018年度) (2023年度)

【年次計画】

実 施 年 度		2019	2020	2021	2022	2023
外出支援マニュアル作成		マニュアルの作成	必要に応じマニュアルの改訂			
外出支援の人数増	特 養	40人	42人	44人	46人	48人
	グループホーム	42人	43人	44人	45人	46人

◎たちばな園

◆高齡知的障害者に対する専門的な支援体制の確立

○施設入所の利用者や在宅の利用者が高齡となっても安心して生活を送ることができるよう、高齡知的障害者に対する人的・物的な支援体制を確立する。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・全利用者のうち60歳以上の利用者の占める割合は47%であり（平成30年11月）、5年後には65%となる見込みである。
- ・車椅子や介護用ベッドを必要とする利用者の増加に伴い、屋外を中心とした活動から、屋内の軽作業や生活リハビリ等に対する支援の割合が年々増えている。

▽ 課 題

- ・今後における加速度的な高齡化に備え、高齡知的障害者（認知症を含む）への専門的な支援体制を確立することが急務となっている。
- ・職員の介護技術の向上や介護機器等の導入などにより、介護場面におけるリスクを軽減していく必要がある。

▽ 5年後の目指すべき方向

- ・高齡・障害の両方の専門的知識・技術を有する人財の育成や介護機器等の導入など、人的・物的な支援体制を確立する。

▽ 目指すべき方向の具体策

- ・知的障害援助専門員及び介護福祉士の増員、専門研修の受講、先駆組施設への見学などにより、高齡知的障害者支援に係る専門性の向上を図る。
- ・介護入浴機器等の介護機器を整備することにより、介護場面におけるリスクの軽減を図る。

【数値目標】

「知的障害援助専門員の割合」	5%	⇒	30%
	(2018年度)		(2023年度)
「介護福祉士の割合」	55%	⇒	80%
	(2018年度)		(2023年度)
※常勤職員に占める割合			

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
人財育成（資格取得者の増員）	→				
	研修受講				
	施設見学				
介護機器等の整備	→				
	選定	整備			

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
余暇活動等の充実	→ 内容検討	→ 実践	→ 見直し・検討	→ 実践	→ 見直し・検討
ターミナルケアの知識・技術習得	→ 特養実習 研修参加	→	→ 実践	→	→
認定特定行為業務従事者数の増	→ 毎年度 資格取得者 1名増				
業務手順書の改訂及び実施	→ 改訂	→ 周知・実践	→	→ 改訂	→ 周知・実践



◆在宅サービスの充実

○障害児や障害者が安心して在宅での生活を継続できるよう、ニーズに対応した質の高い短期入所、生活介護、障害児通所支援*などの在宅サービスを提供する。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・短期入所では、緊急の場合を含め、障害児・者を可能な限り受け入れ、地域のセーフティネット*の役割を果たしている。
- ・こども通所支援事業所では、学校、家庭、他事業所等との情報交換に努めながら、利用児の将来を見据えた生活スキルの習得に向け、療育を行っている。



▽ 課 題

- ・短期入所では、空室がない、医療的ケアに対応できる職員が確保できないなどの理由により、受け入れることができないケースがある。
- ・こども通所支援事業所では、利用児に対する支援方法等が家庭や学校等で異なることがあり、より統一化された療育を提供することが求められている。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・短期入所の空き状況等の情報発信を進め、利用希望者が把握しやすく利用しやすい体制を整備する。
- ・胃ろう*等の医療的ケアが必要な障害児・者を短期入所や生活介護で受け入れる。
- ・こども通所支援事業所では、利用児の特性等に応じて、家庭や学校などと連携した支援体制の下、統一した療育を行う。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・短期入所の空室の状況をホームページに掲載し、利用者の利便性を図る。
- ・職員の認定特定行為業務従事者*の研修受講を進めるとともに、特定行為事業者*の登録を行うことにより、医療的ケアが必要な障害児・者の短期入所や生活介護への受入れを可能にする。
- ・こども通所支援事業所では、家庭や学校はもとより必要に応じて他事業所等とも連携し、利用児の特性等の情報を共有するとともに、療育の統一化に向けた検討の場を設ける。

【数値目標】

「認定特定行為業務従事者数（累計）」		
0人	⇒	5人
「在宅からの生活介護利用人数」		
0人	⇒	2人
「短期入所の稼働率」		
40.8%	⇒	55%
(2017年度)		(2023年度)

【年次計画】

実施年度		2019	2020	2021	2022	2023
短期入所・生活介護への受入れ	ホームページによる情報提供	見直し 情報提供				
	認定特定行為業務従事者育成	毎年1名				
	医療的ケアの必要な利用児・者の受入れ				受入体制の整備・検討・PR	受入開始
こども通所支援事業所	ケースの情報交換・統一した療育		情報交換・検討・体制整備			実施

(こども通所支援事業所)



室内の様子



ボールプール

◎このみ園

◆家庭的な養育環境の実現

○福祉型障害児入所施設における利用児に対して、より家庭に近い養育環境の中で日々の成長につながる支援ができるよう、小規模なグループケアに取り組む。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・利用児の状態に合わせて3つのエリアに分け、障害の状況に応じた対応を行っているが、利用児の障害の多様化に伴い、利用児一人ひとりの障害特性等に応じたきめ細かな支援を必要とするケースが増えている。



▽ 課 題

- ・利用児が可能な限り家庭的な養育環境において、安定した人間関係の下で育つことができるよう、より家庭に近い暮らしの場を提供していく必要がある。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・家庭に近い養育環境の中で、一人ひとりの利用児にきめ細やかな支援が行われ、健やかな成長につながるよう、小規模なグループケアを実施する。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・ケア形態の小規模化を図るため、入所部門の定員を削減し、家庭的養育環境の土台を作る。
- ・小規模なグループ単位ごとのケアの提供に向けて、必要な職員配置や業務の見直しを行い、家庭的な養育環境におけるきめ細やかな支援に取り組む。

【数値目標】

「入所定員の削減」		
50名	⇒	40名
(2018年度)		(2021年度)
「小規模なグループケアの数」		
0	⇒	2グループ
(2018年度)		(2023年度)

【年次計画】

実 施 年 度	2019	2020	2021	2022	2023
入所定員の削減（50名⇒40名）	関係先調整	→			
			実 施		
小規模化に向けての検討・実施		→			→
		検 討		関係先調整	実 施

◎山口県みほり学園

◆総合環境療法*の充実

○虐待を受けた児童や家庭等において不適応行動*を示す児童の心の不安と混乱を取り除き、社会適応能力を高めていけるよう、「施設全体を治療の場」とする「総合環境療法」の更なる充実を図る。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・総合環境療法の枠組みの中で、学校教育・心理治療・生活指導が連携して治療に努めている。
- ・神経症*を主とした不登校児に対しては、社会に適応できる力を養うことを目的とした心理的ケアを行い、発達に偏りのある児童には、身体的不器用さの改善や学習能力を高める訓練を実施している。
- ・被虐待児に対しては、児童の安心・安全を確保しながら、傷ついた心を癒し、愛着が形成できるような心理的ケアを行っている。

▽ 課 題

- ・児童相談所も含めた外部関係機関から、被虐待児の心の傷に対する高度な心理的ケアを求められている。
- ・児童に応じた訓練を実施するための専門的な知識と経験の積み重ねが必要である。

▽ 5年後の目指すべき方向

- ・高度な心理的ケアや専門性の高い訓練の実施により、「総合環境療法」を更に充実させる。
- ・充実した「総合環境療法」の枠組みの中で、児童に社会に適応できる力を身に付けさせることにより、家族再統合*を目指す。

▽ 目指すべき方向の具体策

- ・職員全員がそれぞれの役割を明確にし、心の傷に対する心理的ケアの有効なスキルを学び、実行する。
- ・現在実施している訓練などが、効果的に実施できるよう手順を徹底し、検証を通じてより有効な取組につなげる。

【数値目標】

「家族再統合が実現した児童数（累計）」		
5人	⇒	10人
(2018年度)		(2023年度)

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
心の傷に対する有効な支援方法の習得・実行	研修受講				
	実践			法人内発表	
訓練手順の徹底・効果検証	手順徹底・実践				
		効果検証			

◎山口県児童センター

◆児童健全育成・子育て支援の基盤の強化

○子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られるよう、地域とともに、子どもの健全育成と子育て支援の基盤強化を図る。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・児童健全育成・子育て支援の拠点として、子どもたちの発達段階に沿った運動や創作活動などの取組に加え、子どもと保護者が障害者や高齢者、地域住民等とふれあう場の提供に努めている。
- ・質の高い番組の提供に努めるなど県内唯一の大型プラネタリウムの活用や、行事等の充実を図り、誰もが利用したくなる魅力ある施設づくりに努めている。
- ・多様な者の子育て参加に向け、男性や祖父母等の育児に関する知識の習得等を支援するイクメンプロジェクトを実施してきた。



▽ 課 題

- ・少子化が進行する中で、児童健全育成活動の中核施設としての役割を果たすため、地域と協働して子ども達が健やかに育つことを支援する体制と支える人財の確保が必要となっている。
- ・児童厚生施設の役割として、乳幼児はもとより小・中・高校生の利用を促進するとともに、多世代のふれあいの場の提供など、新たなニーズに沿った取組が求められている。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・地域とともに進める子育ての実現に向けて、多様な人財による子育て支援体制を整備し、児童健全育成・子育て支援の更なる基盤強化を図る。
- ・研修を受講した職員による、魅力あるプログラムの実施やプラネタリウムの投映、多世代のふれあいの場の提供等を通じて、より多くの利用者に利用してもらえる魅力ある施設づくりを進める。



▽ 目指すべき方向の具体策

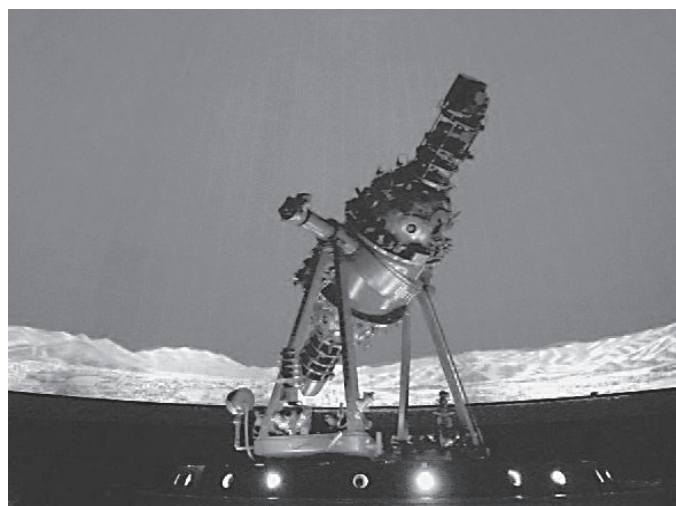
- ・地域の有用な人財である高齢者や子育て経験者、子どもが好きな学生等の掘り起こしと育成に努め、協力者の拡大と活用を図る。
- ・プラネタリウムの投映や各種行事の実施に当たり、利用促進につながる魅力的なプログラム等の検討と障害児・者や高齢者など多世代との交流の場づくり等に取り組む。
- ・プログラム等の企画立案に携わる職員の資質向上に向けて、児童健全育成に関する研修会への参加を促進する。

【数値目標】

「プラネタリウム利用者数（年間延べ利用者数）」		
24,415 人	⇒	25,000 人
(2017 年度)		(2023 年度)

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
地域人財の確保と活用の促進	→ 掘り起し	→ 育成	→ 活用		
魅力的なプログラム等の検討		→ 内容検討	→ 実施		
児童健全育成関係職員の研修受講	→ 研修受講				



プラネタリウム

◎ゆ～あいプラザ山口県社会福祉会館

◆ホームページの充実による会館利用のPR

○社会福祉会館の安定的な運営に向け、効果的な情報の発信を行うことで社会福祉会館の会議室等の利用を促進し、利用料収入の増加につなげる。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・当事業団のホームページに、社会福祉会館の会議室等の概要及び使用状況を掲載することにより、利用に向けての情報発信を行っている。
- ・他団体の情報誌に社会福祉会館の記事を掲載してもらい、PRを図った。



▽ 課 題

- ・近年、会議室等の利用人数が横ばいとなっており、会議室等の利用促進に向け、効果的なPRが必要となっている。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・社会福祉会館のホームページを充実し、会議室等について閲覧者が必要とする詳細な情報の提供を行う。
- ・パソコンやスマートフォンから、より容易に予約が可能となるようにする。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・会議室等の内観が一目でわかるよう、360度パノラマ写真や机配置レイアウトの掲載など、利用時のイメージが湧きやすいようにホームページをリニューアルする。
- ・パソコンやスマートフォンからホームページで会議室等の予約が可能となるシステムを導入する。

【数値目標】

「会議室の利用者数（年間）」	
年間 16,952 人 (H25～H29の平均)	⇒ 18,000 人 (2023年度)

【年次計画】

実 施 年 度	2019	2020	2021	2022	2023
ホームページのリニューアル	リニューアル	使用状況にあわせ内容更新			
会議室予約システムの導入	導入	使用状況にあわせ内容更新・変更			

Ⅲ 地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を進めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても地域にとっても有益となる取組を推進する。

(1) 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

◆ 地域における公益的な取組の展開

○ 地域共生社会の実現に向けて、地域ニーズに対応し、地域の課題解決を図るため、各施設において、その特色を活かした「地域における公益的な取組」を積極的に展開する。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・ 第二次中期経営計画において、「地域貢献プラスワン*」として、施設の特色を活かした様々な地域貢献の取組を進めてきた。
- ・ 社会福祉法の改正に伴い、地域における公益的な取組が社会福祉法人の責務とされたことから、平成29年度から、各施設で「地域における公益的な取組」として新たに取組んでいる。

▽ 課 題

- ・ 各施設で既に多様な取組を行っているが、地域のニーズに的確に対応しているかの検証までには至っていない。
- ・ 地域における公益的な取組は、地域共生社会の実現に向けてその一翼を担うため、地域ニーズや地域が抱える課題を把握し、その解決を図るための見直しと更なる内容の充実が求められている。

▽ 5年後の目指すべき方向

- ・ 全施設において、現行の取組がより地域のニーズに沿った地域課題解決に資するように見直し、地域共生社会を支える取組とする。

▽ 目指すべき方向の具体策

- ・ 市町や他の社会福祉法人等との連携により、地域ニーズの更なる把握に努め、地域が求める公益的取組として実施できるよう新たな取組の実施や必要な見直しを行う。
- ・ 現行の取組が、より地域のニーズに対応し、地域課題の解決に役立つ取組となるよう内容を深化させ、更なる充実を図る。

【年次計画】

実 施 年 度	2019	2020	2021	2022	2023
地域ニーズの把握と地域課題の解決に向けた取組の見直し	ニーズ把握	実 施			
	検 討				

◆セーフティネット*機能の発揮

○地域の包括的な支援体制整備の一翼を担い、地域課題の解決に資するため、各施設において、高齢者、障害者及び児童の緊急保護等のセーフティネット機能を発揮する。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・ 従前から、高齢者、障害者及び児童の緊急・困難ケースを、短期入所や一時保護などで可能な限り受け入れている。
- ・ 複数の施設において、市町と災害時要配慮者の受入れに関する協定等を締結し、受入体制を整備している。



▽ 課 題

- ・ 医療的ケアが必要であったり、強度行動障害*を有する等の困難ケースに対応できる専門職員が確保できていないなどの理由で、受入れが困難な場合がある。
- ・ 施設の設備や立地条件等の関係で、災害時要配慮者の受入れが困難な施設があるが、ハード面での整備は困難な状況にある。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・ 職員の専門性の向上に努め、可能な限り受け入れることができる体制を整備し、医療的ケア等を要する困難なケースの受入れを進める。
- ・ 市町との連携を密にし、ソフト面での整備を行い、一人でも多くの災害時要配慮者を受け入れる。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・ 障害特性や医療的ケアが必要な困難ケースの受入れに対応できるよう、職員の専門性を高めるための研修受講を進める。
- ・ 市町と事前の情報交換を行うことで、災害時における速やかな受入体制づくりを進める。また、必要な備蓄品等についても市町と調整し、計画的に整備していく。

【数値目標】

「認知症ケアに係る研修修了者数（累計）」

40人 ⇒ 61人

「認定特定行為業務従事者*数（累計）」

53人 ⇒ 75人

「強度行動障害支援者養成研修修了者数（累計）」

57人 ⇒ 97人

(2018年度)

(2023年度)

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
(再掲) 認知症ケアに係る研修修了者の増 <認知症介護実践者研修> <認知症介護実践リーダー研修> <認知症介護指導者養成研修>	毎年度 3人 毎年度 1人 5年間で1人				
(再掲) 認定特定行為業務従事者の増 <高齢者施設> (伊保庄園、はぎ園) (灘海園) <障害者施設> (華南園、はな・華)	毎年度 1人 5年間で2人 毎年度 1人				
(再掲) 強度行動障害支援者養成研修 修了者の増 <基礎> <実践>	毎年度 5人 毎年度 3人				
災害時における速やかな受入体制 づくりと計画的な備蓄等の取組	情報交換	体制整備 備蓄等			



(2) 地域交流の推進

◆地域との相互交流機会の拡大

○地域に開かれた透明性の高い施設づくりを目指し、施設・事業所と地域住民との相互交流機会の拡大を図る。

▽ 現 状（これまでの取組）

- ・施設が行う夏祭り等の行事への地域住民の受入れ、利用者や職員による地域の行事やボランティア活動への参加などの取組を進めている。
- ・施設が有する会議室や備品の地域住民への貸出や、地域の講習会等への講師派遣など、施設が持つ機能の開放に努めている。



▽ 課 題

- ・透明性を図る上で、地域住民との交流やボランティアの受入れは重要であるが、施設間で取組に温度差がある。
- ・人員確保の困難さや建物設備の老朽化により、施設機能の開放が困難な施設がある。



▽ 5年後の目指すべき方向

- ・地域住民等との更なる交流やボランティアの積極的な受入れに努め、施設運営の透明性を確保する。
- ・施設の持つ施設設備や専門的機能を積極的に地域に開放し、より地域に開かれた施設づくりを進める。



▽ 目指すべき方向の具体策

- ・地域との更なる交流を進めるため、交流人数や回数の増など、地域との交流事業を見直す。
- ・ボランティアの受入人数を増やすため、関係団体や教育機関との連携強化に加え、SNSを活用した募集や社会福祉協議会等のボランティア育成講座と連携するなどの取組を進める。
- ・施設設備や備品等の貸出を積極的に進めるとともに、地域の講座等に派遣できる職員の育成を行う。

【数値目標】

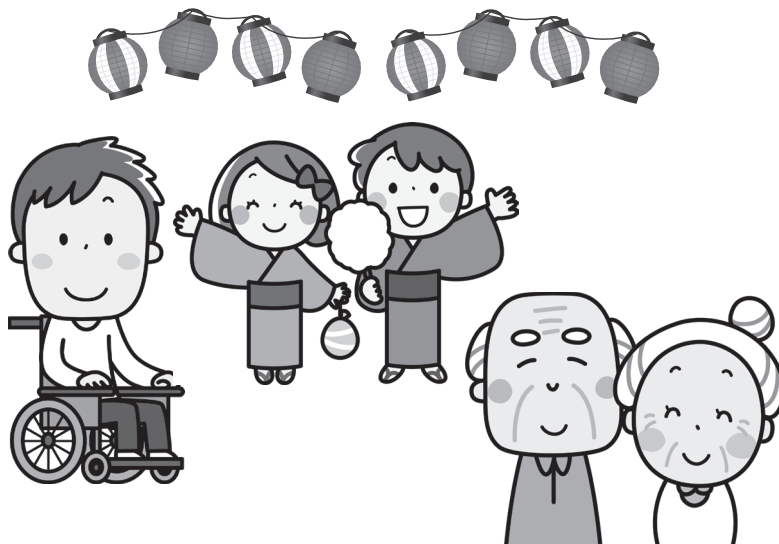
「ボランティアの受入人数（法人全体 延べ人数）」

4, 130人 ⇒ 4, 200人

（2017年度） （2023年度）

【年次計画】

実施年度	2019	2020	2021	2022	2023
交流事業の見直し (人数・開催回数等の増)	検討	実施			
ボランティアの受入人数の増 (法人全体 前年からの増加数)	検討	10人増	15人増	20人増	25人増
地域への職員派遣	検討 育成	実施			



中期資金計画

○自立的経営を進めていくためには、事業計画の実現を図ることが可能となる安定的な財務基盤を確立する必要がある。

○計画の取組内容を踏まえ、以下のとおり5年間の中期資金計画を策定し、適正な収益を確保することにより、健全な財務規律を確立する。

(1) 試算に当たっての前提条件

- ・不安定な収支変動要因である処遇改善加算を除いて試算する。
- ・2021年度の報酬改定は考慮しない。
- ・2019年10月の消費税の引き上げ及びこれに伴う報酬改定を見込む。
2019年度 0.15%(半年分) 2020年度 0.3%
- ・稼働率の向上により、計画期間中、前年比0.1%増の収入増を見込む。
- ・2020年度までに策定し、2021年度から実施予定の経営健全化計画の効果を見込む。
- ・社会福祉会館の収支は毎年4千万円の収支均衡を見込む。
- ・2019年度については、事業活動収支については実情に近い前年度決算見込を基礎として、それ以外の収支等は2019年度予算を採用して試算した。

(2) 中期資金計画

(単位:千円)

	計 画 期 間				
	2019	2020	2021	2022	2023
事業活動収入(処遇改善加算を除く。)	3,002,180	3,009,590	3,012,560	3,015,530	3,018,500
事業活動支出(")	2,814,960	2,819,110	2,777,110	2,756,110	2,735,110
事業活動資金収支差額(")	187,220	190,480	235,450	259,420	283,390
施設整備等収入	1,700	2,000	2,000	2,000	2,000
施設整備等支出	120,540	90,000	90,000	90,000	90,000
施設整備等資金収支差額	△ 118,840	△ 88,000	△ 88,000	△ 88,000	△ 88,000
その他の活動収入	142,990	40,000	40,000	40,000	40,000
その他の活動支出	178,890	140,000	180,000	210,000	230,000
その他の活動資金収支差額	△ 35,900	△ 100,000	△ 140,000	△ 170,000	△ 190,000
当期資金収支差額	32,480	2,480	7,450	1,420	5,390
前期末資金収支差額	850,110	882,590	885,070	892,520	893,940
当期末資金収支差額	882,590	885,070	892,520	893,940	899,330
当期施設整備等積立資産積立額	100,000	100,000	140,000	170,000	190,000
当期施設整備等積立資産取崩額	99,000	0	0	0	0
当期施設整備等積立資産増減額	1,000	100,000	140,000	170,000	190,000
前期末施設整備等積立資産	921,460	922,460	1,022,460	1,162,460	1,332,460
今期末施設整備等積立資産	922,460	1,022,460	1,162,460	1,332,460	1,522,460

用語解説 (本文中、「*」を付けた用語)

あ

アセスメント【P26】

支援に先だって行われる評価であり、福祉サービスの利用者が何を求めているかを正しく知るための情報収集、分析、整理など

意思決定支援【P26】

自ら意思を決定することが困難な認知症高齢者や障害者が、可能な限り本人の意思が反映された生活を送ることができるよう、本人の意思の確認や意思及び好み等の推定などを行う支援

意思決定支援会議【P26】

意思決定支援の枠組みの中で行われる会議。会議の参加者が、支援対象者の意思決定に結びつく様々な情報を持ち寄り、支援対象者の意思の確認や意思及び好みの推定、最善の利益などを検討する仕組み

胃ろう【P38】

口から食事をするのが困難になった人に対し、腹壁を切開して胃内に管を通し、胃から直接食物や水分などを摂取するための処置

か

介護職員実務者研修【P31,32】

利用者に対する基本的な介護提供能力を修得させる研修で、介護福祉士国家試験の受験資格として必要なもの

喀痰吸引【P29】

高齢化や障害などにより、自分で唾液や鼻水、痰などを飲み込んだり、外に出すことが難しい人に対し、吸引装置を使ってその排出を助ける行為

家族再統合【P41】

虐待等により離れて暮らしている子どもと保護者が、児童相談所や関係機関からの援助により、安全・安心な状態でお互いを受け入れ、定期的に面談したり、再び家庭で一緒に生活できるようになること

ガバナンス【P8】

外部からの働きかけによってではなく、組織が主体的に方針やルールなどを決め、それらを徹底しながら組織の円滑な運営を図ること

強度行動障害【P30,46,47】

自分の体を叩いたり、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動がたびたび起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

経管栄養【P29】

高齢化や障害などにより口から食事をとれない人に対し、鼻または口から胃まで挿入されたチューブや胃ろうを通じて、栄養剤を胃まで直接送る処置

合理的配慮【P12,13】

障害のある人が他者と変わりなく仕事ができるよう、その障害によって生じる困難さを取り除くための個別の調整や変更（例：スロープの設置、勤務時間の調整、詳細な業務手順書の作成など）

コンプライアンス【P8】

法令や規則等各種ルールに従う法令遵守のほか、倫理や社会的規範に基づき、誠実かつ公正・公平な活動を行うこと

さ

事業活動資金収支差額率【P23】

資金収支計算書における事業活動収入に対する事業活動資金収支差額の割合をいう。当年度の事業活動による資金収入と資金支出のバランスを示す指標。2期連続でマイナスになると事業の存続が危うくなる

障害児通所支援【P38】

在宅で生活している障害児が日中又は放課後などに利用し、日常生活に必要な基本動作や集団生活への適応訓練を受けるサービスのこと

自律型組織【P19】

上からの指示や命令にただ従うのではなく、組織の目指すビジョンを一人ひとりが理解し、自分の考えに基づき行動する組織

神経症【P41】

社会にうまく適応できず、不眠や突然の不安感による動悸、呼吸困難など、心身に様々な症状が現れる疾患

生活困窮者就労訓練【P31,32】

本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者に、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識の習得や訓練等を行うもの

セーフティネット【P46】

災害や事故、急病などの様々なリスクに対し、事前に救済策を用意することにより、いざというときに安心・安全を提供するためのシステム

総合環境療法【P41】

施設全体を治療の場として、心理、医療、福祉、教育等の専門職員が施設内の全ての活動の中で連携して行う治療法

た

ターミナルケア【P36,37】

人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えられるように支援すること

地域貢献プラスワン【P45】

事業団の全ての施設において、原則として毎年度、「プラスワンの精神」で創意・工夫しながら、「地域の高齢者福祉の増進」、「障害者に対する理解の促進」、「青少年の福祉教育の推進」等の分野から一つ以上地域貢献の取組を展開するもの

特定行為事業者【P29,38】

介護員等の従事者が喀痰吸引などの医療行為業務を実施するための登録決定を県から受けた事業所のこと

な

認定特定行為業務従事者

【P29,36,37,38,39,46,47】

喀痰吸引などの医療行為業務を実施するための研修を終了し、登録決定を県から受けた介護員等の従事者のこと

は

ハラスメント【P18】

他者に対する言動等が本人の意図には関係なく、相手に肉体的、精神的苦痛や不快感、脅威などを与えること。色々な場面での「嫌がらせ」や「いじめ」をいう

福祉QC活動【P36】

品質管理や業務改善のための手法で、問題を共有した管理者と職員が、解決すべき課題を明確にして、活動期間を決めて、具体的な問題解決を行う活動のこと

不適応行動【P41】

不登校やひきこもりなどの社会生活に適応できない非社会的行動と非行や犯罪など法律や社会規範から逸脱した反社会的行動のこと

ま

メンター【P17】

後輩職員（メンティ）に対する個別支援活動を通じてメンティの成長を支えるとともに、悩みや問題解決をサポートする役割を果たす先輩職員

や

夢の日【P36】

華南園独自の余暇活動充実の取組であり、利用者一人ひとりの「やってみたいこと」「行ってみたいところ」等を把握し、年1回、その夢を叶える日（夢の日）を設定し、「感動」してもらえるサービスを提供するもの

わ

ワーク・ライフ・バランス【P17】

「仕事」と「仕事以外の生活・活動」（家庭生活、趣味、学習、地域活動等）との調和を図ることで好循環を生み出し、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

山口県社会福祉事業団
第三次中期経営計画

発行 平成 31 年 4 月
発行者 社会福祉法人山口県社会福祉事業団
〒753-8555 山口市大手町 9 番 6 号
電話 083-924-1025
FAX 083-924-1029
メール info@jigyodan-yg.jp
